

建 指 第 8 8 3 号
令和元年 1 0 月 2 3 日

一般社団法人 茨城県建築士事務所協会会長 殿

茨城県土木部都市局建築指導課長



令和元年台風第 1 5 号及び台風第 1 9 号の被災者に対する都市計画法に
基づく開発行為の許可申請等に係る手数料免除の取扱いについて（通知）

本県の開発行政の推進につきましては、日頃から特段の御支援、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、県では、令和元年 9 月の台風第 1 5 号及び同年 1 0 月の台風第 1 9 号によって滅失又は破損した住宅について、移築又は建替等を行うにあたり、都市計画法第 2 9 条の規定に基づく開発行為の許可、同法第 4 2 条第 1 項ただし書及び法第 4 3 条の規定に基づく建築等の許可、並びに都市計画法施行規則第 6 0 条の規定に基づく開発行為（建築等）に関する証明を申請する場合は、茨城県手数料徴収条例第 5 条の規定に基づき、申請手数料を免除することといたしましたので、貴会員等に御周知下さいますようお願いいたします。

なお、今回の取扱いは、県が開発許可権限を有する市町村を対象としており、その取扱いは、別紙を参照願います。

※別紙については、茨城県土木部都市局建築指導課のホームページ（<http://www.pref.ibaraki.jp/doboku/kenshi/takuchi/takuchi/kijyunmokuroku.html>）に掲載

問合せ先
茨城県土木部都市局建築指導課
宅地担当 清水、石川
TEL 029-301-4732

令和元年台風第15号及び台風第19号の被災者に対する開発許可等に係る申請手数料免除について

令和元年9月の台風第15号及び同年10月の台風第19号によって滅失し又は破損した住宅について、移築又は建替等を行うにあたり、都市計画法に基づく開発許可等に係る申請をする場合は、茨城県手数料徴収条例第5条の規定に基づき、申請手数料を免除します。（令和元年10月23日から適用）

○対象者

市町村長から、台風第15号又は台風第19号による建築物のり災証明書（被害の程度が半壊以上に限る。）の発行を受け、被災した日から起算して1年以内に住宅の移築又は建替等に係る申請をする者。

＜免除する手数料＞

被災した住宅の移築又は建替等にあたって生じる下記の手数料

- （1）開発行為許可申請手数料（都市計画法（以下「法」という。）第29条）
- （2）予定建築物等以外の建築等許可申請手数料（法第42条第1項ただし書）
- （3）開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料（法第43条）
- （4）開発行為（建築等）に関する証明手数料（法施行規則第60条）

＜免除申請の方法＞

開発許可等の申請書を提出する際に、市町村長が発行したり災証明書（被害の程度が半壊以上に限る。）を添えて、「開発許可等に係る申請手数料免除申請書」（別添様式）を提出して下さい。

【問合せ先】県が許可権限を有する所管部署は下表のとおりです

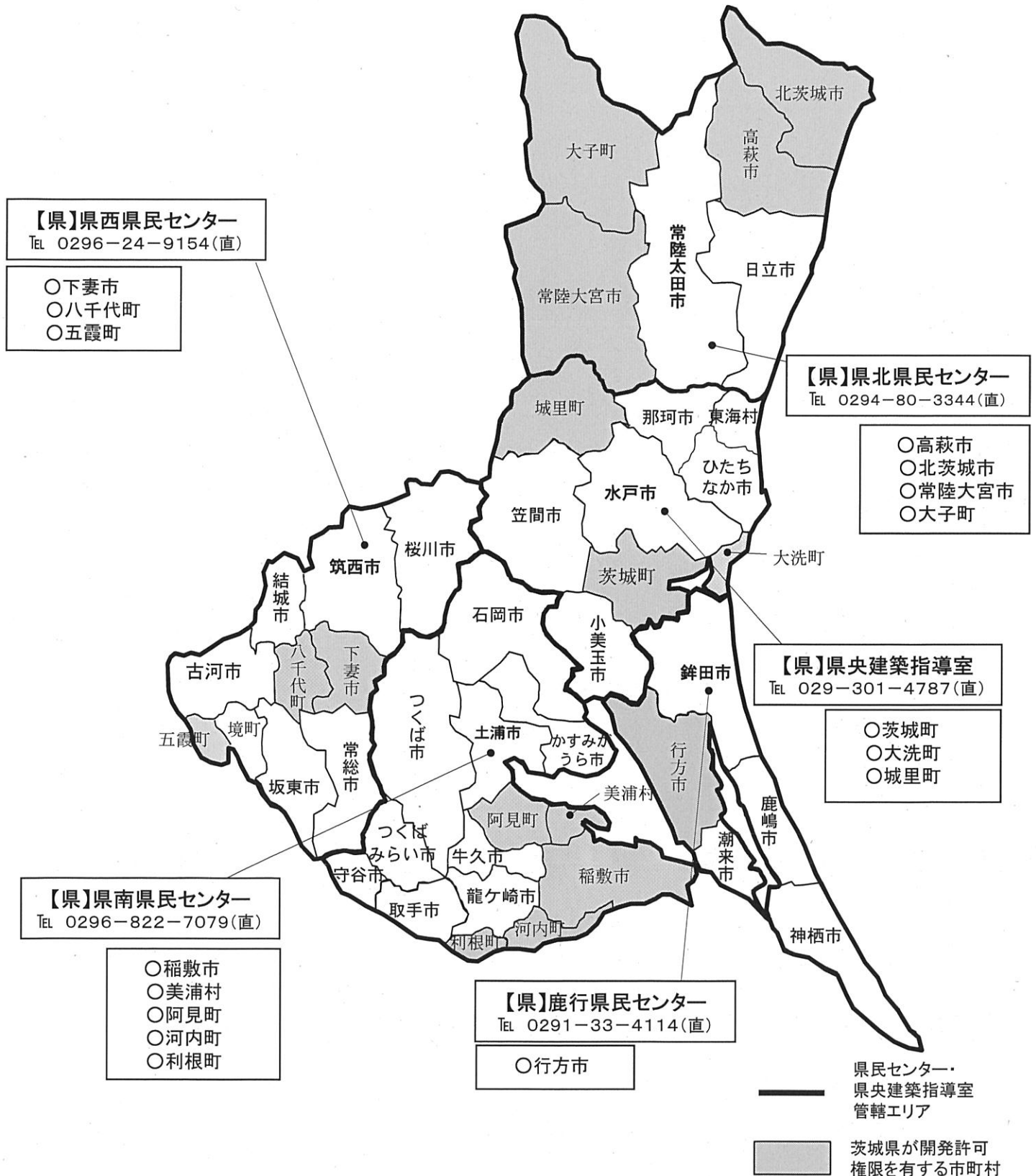
所管部署	電話番号	管轄市町村
茨城県土木部都市局建築指導課	029-301-4732	
県央建築指導室	029-301-4787	茨城町、大洗町、城里町
県北県民センター建築指導課	0294-80-3344	高萩市、北茨城市、常陸大宮市、大子町
鹿行県民センター建築指導課	0291-33-4114	行方市
県南県民センター建築指導課	029-822-7079	稲敷市、美浦村、阿見町、河内町、利根町
県西県民センター建築指導課	0296-24-9154	下妻市、八千代町、五霞町

（注）上表に該当しない市町村（施行時特例市※1又は事務処理市町村※2）は、各市町村が許可権限を有しておりますので、各市町村の開発担当課に直接お問合せください。（免除の有無及び取扱内容が異なる場合があります。）

※1 施行時特例市…水戸市、つくば市

※2 事務処理市町村…日立市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、常総市、常陸太田市、笠間市、取手市、牛久市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東海村、境町

茨城県が開発許可権限を有する市町村図



【県】本庁(土木部都市局建築指導課)

Tel 029-301-4732(直)

茨城県が開発許可権限を有する市町村での大規模開発
(5ha以上又は農地4ha超)

ただし用途地域内は県央建築指導室・各県民センター扱い

様式

開発許可等に係る申請手数料免除申請書

茨城県知事 殿			年 月 日
申請者 住所 氏名			㊟
茨城県手数料徴収条例(平成12年茨城県条例第9号)第5条の規定に基づき、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条、第42条第1項ただし書、第43条、都市計画法施行規則(昭和44年省令第49号)第60条の規定による開発許可等に係る申請手数料の免除を受けたいので申請します。			
1 代理者住所 氏名			
2 申請地の所在			
3 建築物の工事に 着手する日			
4 申請理由			
5 申請区域の面積	m ²	手数料の免除額	円
※ 受付欄	※ 決裁欄	※ 承認欄 年 月 日 第 号	

備考1 ※印欄は記入しないこと。

2 市町村長の発行する罹災証明書(被害の程度が半壊以上に限る。)を添付すること。

3 開発許可、建築許可又は開発行為(建築等)に関する証明の申請書と同時に提出すること。